

墨田区再犯防止推進計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月
墨田区

はじめに

墨田区では、誰もが安心して暮らせるまちをめざして、これまで、地域や関係団体の皆様方と連携した防犯活動を推進するなど、犯罪の未然防止に取り組んできました。

また、更生保護支援団体や地域団体等の皆様には、“社会を明るくする運動”を通して、犯罪や非行の防止はもとより、罪を犯した人などの更生や、犯罪の原因となる社会環境の改善に向けた啓発活動などに熱心に取り組んでいただいているところです。

本区における刑法犯検挙者総数は、平成14年から年々減少しています。再犯者も平成18年以降減少していますが、刑法犯で検挙された人数に占める再犯者の割合は、初犯者の減少に伴って、平成9年度以降増加傾向をたどり、現在では約53%で、検挙者の半数以上が再犯者という状況にあります。犯罪被害の防止を推進するうえで、いかに再犯者率を下げていくかが大きな課題となっています。

こうした現状を踏まえ、このたび本区では、罪を犯した人などが社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑な社会復帰を支援するため、「墨田区再犯防止推進計画」を策定しました。

この計画では、罪を犯した人などの人権を尊重し、就労や住まいの確保など、安定した生活基盤の確立に向けた支援を行うことで、再犯を防止し、区民の皆様が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざすものです。

今後は本計画に基づき、再犯防止関係機関・団体の皆様との連携を一層深め、再犯防止を図る施策を総合的かつ計画的に推進し、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に努めていきますので、引き続き、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、御協力いただきましたすべての皆様方に厚く御礼申し上げます。



令和4（2022）年3月

墨田区長 **山本 亨**

墨田区保護司会では、墨田区が目指す「誰もが安心して、生き活きと暮らせるまちづくり」の実現に向け、“社会を明るくする運動”を通して関係団体と連携を図りながら活動を行ってまいりました。これにより、墨田区内の刑法犯の検挙者数は令和2年には、平成23年のほぼ半数まで減少いたしました。しかし、検挙者数は減少しているものの検挙者に占める再犯者の比率は5割を超えている状況となっております。

このことにより、これからの活動は、これまでの活動に加え、罪を犯した人であっても地域社会の中で孤独や孤立をさせず、地域社会の一員として受け入れ支えあいながら共に生きていく「誰一人取り残さない」地域社会づくりを実現していくことが大切になってきます。

この度、策定された墨田区再犯防止推進計画では、高齢、障害、生活困窮、就労困難等の生きづらさを抱える罪を犯した人等の課題に対応し、安定的な生活の場の確保、就労、保健医療、福祉サービス、就学支援等各種支援を提供することとしています。

墨田区保護司会といたしましても、この取組みにつきましても、積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも関係団体のより一層のご協力をお願いいたします。



令和4（2022）年3月

墨田区保護司会会長 有馬 慶子

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的な考え方..... | 1 |
| 1 計画策定の背景..... | 1 |
| 2 計画の位置づけ..... | 1 |
| 3 計画策定の意義..... | 2 |
| 4 計画の期間..... | 2 |
| 5 取組方針..... | 2 |
| 6 計画の推進体制..... | 2 |
| 第2章 墨田区を取り巻く状況..... | 4 |
| 1 再犯者に関わる状況..... | 4 |
| 2 更生保護活動に関わる状況..... | 9 |
| 第3章 具体的な取組..... | 10 |
| 1 安全・安心なまちづくりへの取組..... | 10 |
| 2 就労・住居の確保等のための取組..... | 12 |
| 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組..... | 15 |
| 4 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組..... | 20 |
| 5 民間協力者等の活動の促進と広報・啓発活動の推進のための取組..... | 23 |
| 参考資料..... | 28 |

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

全国における刑法犯認知件数¹は、平成8年から毎年増加し続け、平成14年には285万4,061件にまで達しましたが、以降は年々減少しています。令和元年には74万8,559件と戦後最小を更新しました。これに伴い、全国における検挙者数も、平成16年の38万9,297人をピークに年々減少していますが、認知件数における検挙の割合は増加しています。

一方で、刑法犯で検挙された者のうち、再犯者については、平成18年（14万9,164人）をピークに漸減しているものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けたため、再犯者率²は平成9年以降増加の傾向をたどっており、平成28年以降は50%※少年を除くを超える高止まりとなっています。このことから、国民が安全・安心に暮らせる社会の実現のために再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘され、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が成立し、施行されました。そして翌年12月には、国としての再犯防止推進計画（以下「国計画」という。）が閣議決定されています。

再犯防止推進法では、地方公共団体にも再犯防止に関する施策の実施責任があるものとし、地方再犯防止推進計画の策定に関する努力義務を課しています。この規定に基づき、令和元年7月、東京都は再犯防止推進計画（以下「都計画」という。）を策定しました。

墨田区においても、全国の推移と同様に刑法犯認知件数は年々減少しています。平成23年には3,947件であったものが、令和2年には1,908件と約10年間で半数以下に減少しています。墨田区の検挙者数についても、平成23年は999人とおよそ1千人でしたが、令和2年の検挙者数は576人となり、半数近くまで減少しています。しかしながら、一方で墨田区の再犯者率※少年を除くは53%前後となっており、全国平均を上回っています。このことから、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を後押しし、再犯を防止することで、区民の犯罪被害を防止すること、また「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現を目指すため、本区においても墨田区再犯防止推進計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、国や東京都の再犯防止推進計画を勘案して策定するものです。

再犯防止推進法第8条第1項

『都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。』

¹ 警察等の捜査機関によって犯罪が認知された件数

² 検挙者に占める再犯者の割合

3 計画策定の意義

この計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」です。「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者または非行少年もしくは非行少年だった者」のことをいいます。満期釈放者等だけではなく、警察で微罪処分になった人や検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で刑の執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人等も含まれます。こうした犯罪をした者等の中には、高齢である者、障害がある者、自立した生活を営むための基盤である適切な住居や就労が確保できない者など、社会復帰を果たすに当たり支援を必要とする人たちがいます。

この計画では、従前から広く区民を対象に提供してきている各種サービス等で、犯罪防止や再犯防止、更生保護につながる取組を挙げています。全ての区民が安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、犯罪をした者等が円滑に社会復帰することができるよう、国や東京都、関係団体等と連携・協力しながら取り組んでいきます。

4 計画の期間

計画期間は令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、本区を取り巻く社会情勢の変化や国・東京都における再犯防止施策の推進状況等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 取組方針

国や東京都の基本方針等を踏まえ、次の取組を推進します。

- 1 安全・安心なまちづくり
- 2 就労・住居の確保等
- 3 保健医療・福祉サービスの利用促進等
- 4 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- 5 民間協力者との連携、広報・啓発活動の推進等

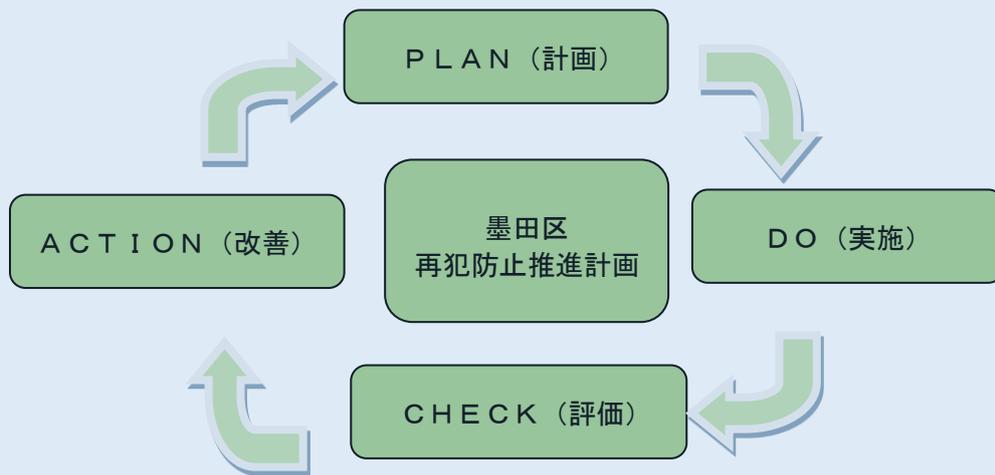
6 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクル³により、計画の進捗状況を把握し、庁内で課題を共有しながら取組を進めていきます。また、計画を着実に進めるため、墨田区生活安全推進協議会⁴において、取組の推進を図ります。

³ 計画・実行・評価・改善のサイクルを繰り返しながら取り組むこと。次頁参照

⁴ 安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的として、区、区民、警察等関係行政機関が一体となって協議するため平成18年に設置

PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったものです。このサイクルを繰り返すことによって、取組内容を改善しながら進めていきます。



第2章 墨田区を取り巻く状況

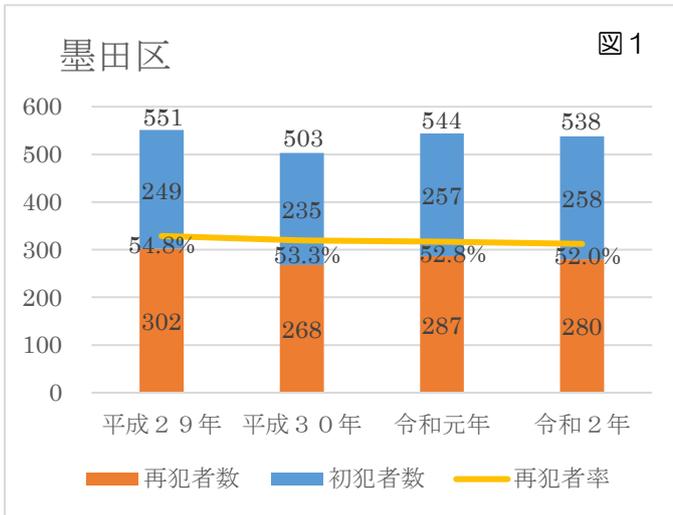
1 再犯者に関わる状況

*本統計データは、法務省矯正局提供データを基に墨田区で作成したものです。20歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まれていません。

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移

墨田区内の刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は約53%で、検挙された者の半数以上が再犯者であるという状況です（図1参照）。また全国の再犯者率（約51%）（図2参照）と比べると上回っていますが、年々減少傾向にあります。

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移（墨田区・全国）*少年を除く



(2) 罪名別再犯者数及び再犯者率

墨田区で再犯者率が50%を超える罪名は、薬物事犯⁵65.3%、窃盗犯⁶57.0%、粗暴犯⁷53.4%です。次いで知能犯⁸48.5%、その他刑法犯⁹47.5%、風俗犯¹⁰36.8%、凶悪犯¹⁰35.3%となっています。対して全国では、薬物事犯75.1%、窃盗犯54.4%、凶悪犯54.2%、知能犯54.2%となっています。墨田区、全国ともに薬物事犯、窃盗犯の再犯者率が最も高くなっています（図3参照）。

⁵ 侵入窃盗（空き巣等）、乗り物盗（自転車盗、オートバイ盗、自動車盗等）、非侵入窃盗（万引き等）

⁶ 暴行、傷害、脅迫、恐喝凶器準備集合

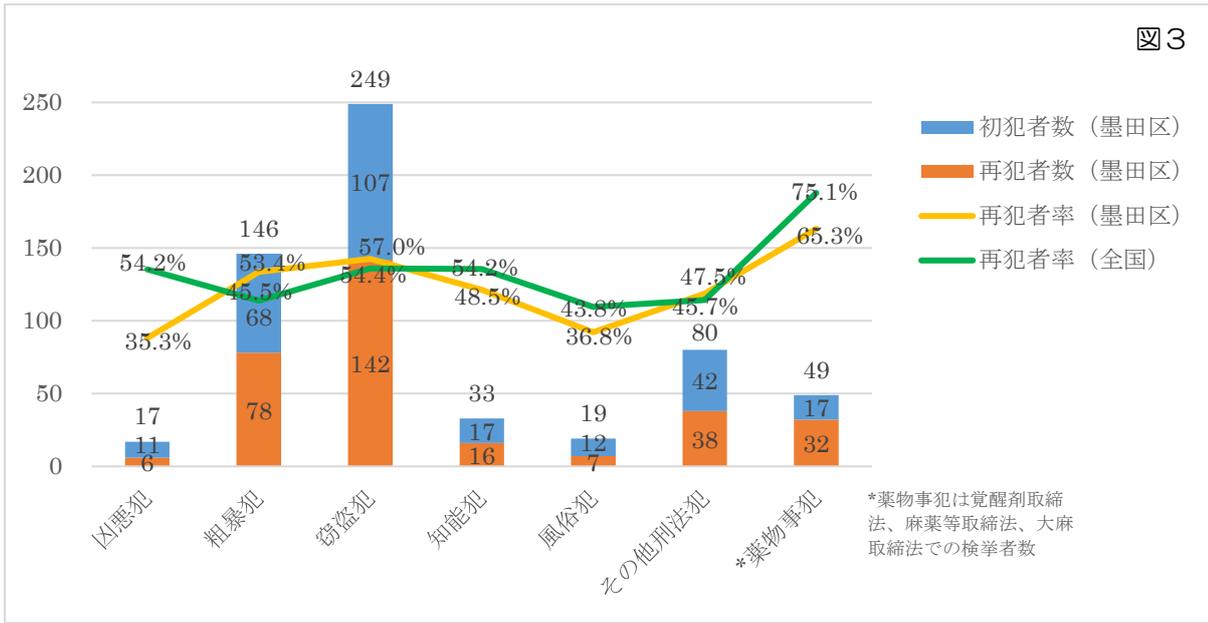
⁷ 詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、流職、背任

⁸ 公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等

⁹ 賭博、わいせつ

¹⁰ 殺人、強盗、放火、強姦

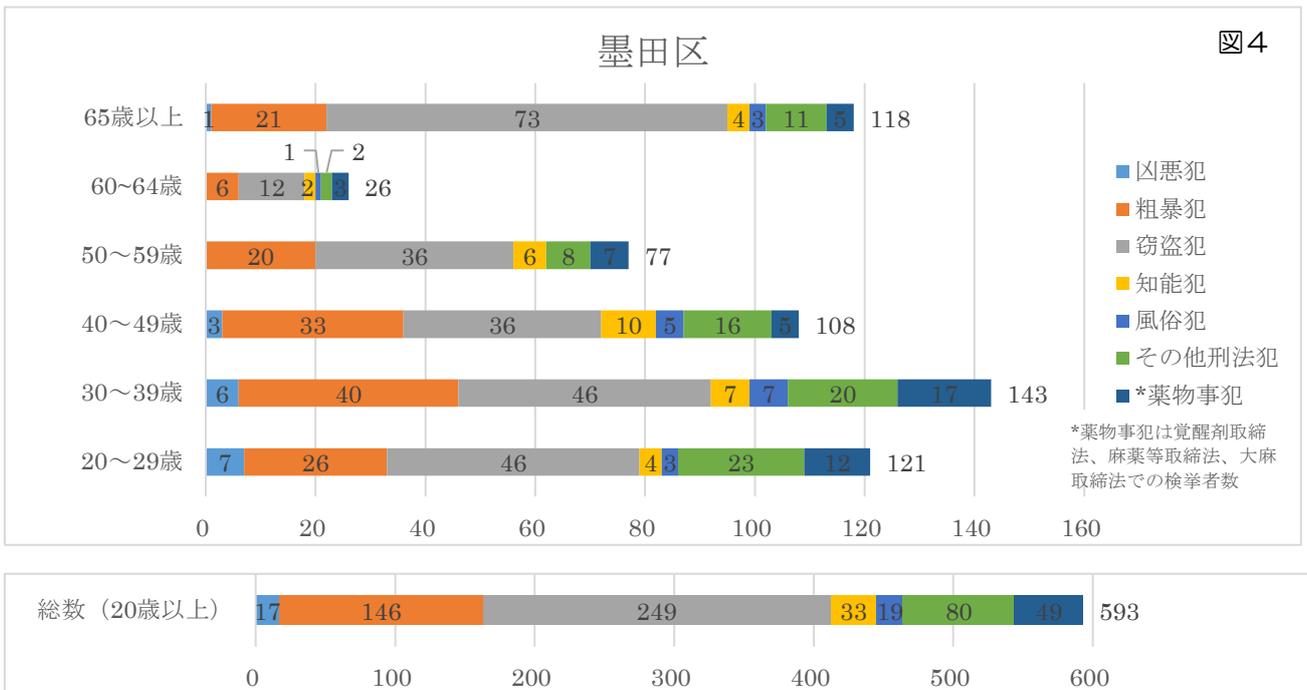
罪名別再犯者数（墨田区）及び再犯者率（墨田区・全国）（令和元年） *少年を除く



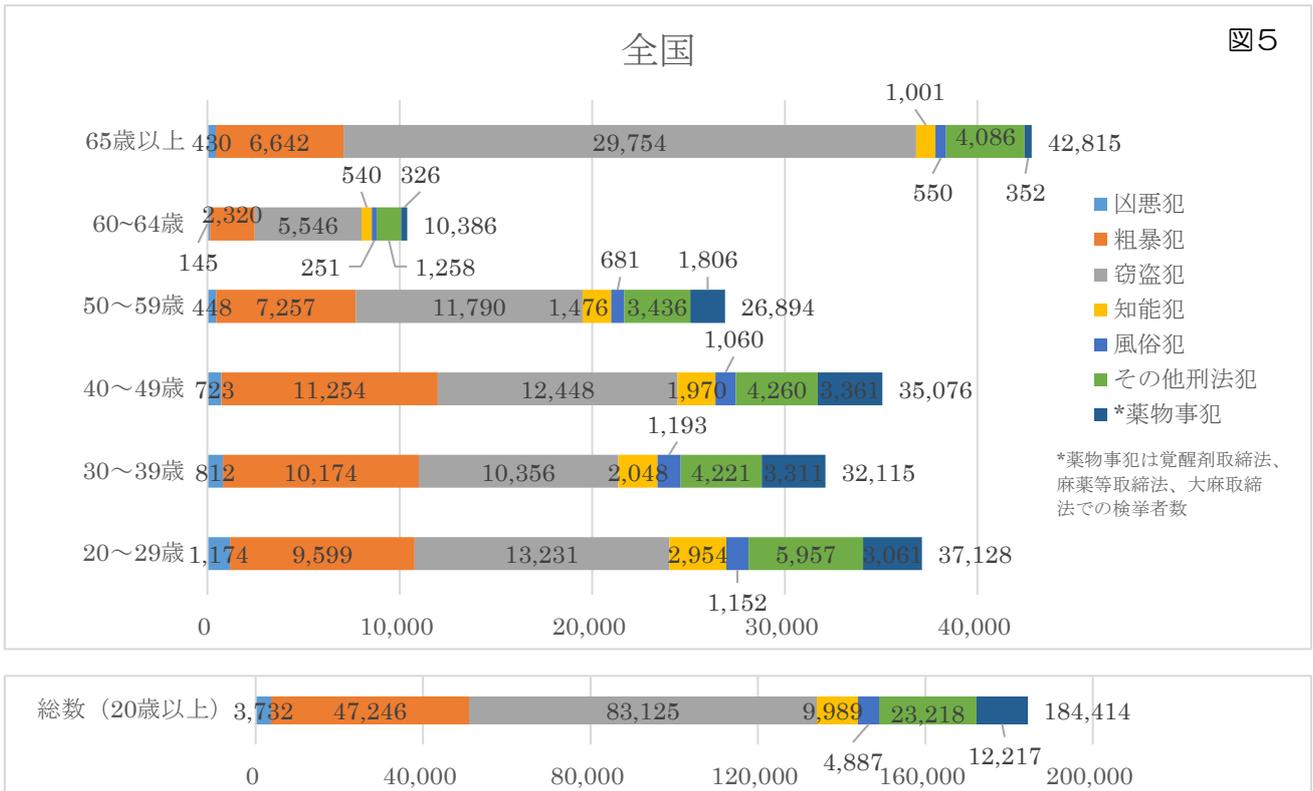
（3）年代別・罪名別検挙者数の割合（墨田区・全国）

墨田区の年代別検挙者数は、30～39歳、20～29歳、65歳以上の順で多くなっています（図4参照）。罪名別では、全年代で窃盗犯が一番多く占めています。対して、全国の年代別検挙者数では、65歳以上が一番多くなっています（図5参照）。全年代で窃盗犯が一番多く占めているところは墨田区の傾向と同様です。

年代別・罪名別検挙者数の割合（墨田区）（令和元年） *少年を除く



年代別・罪名別検挙者数の割合（全国）（令和元年） *少年を除く

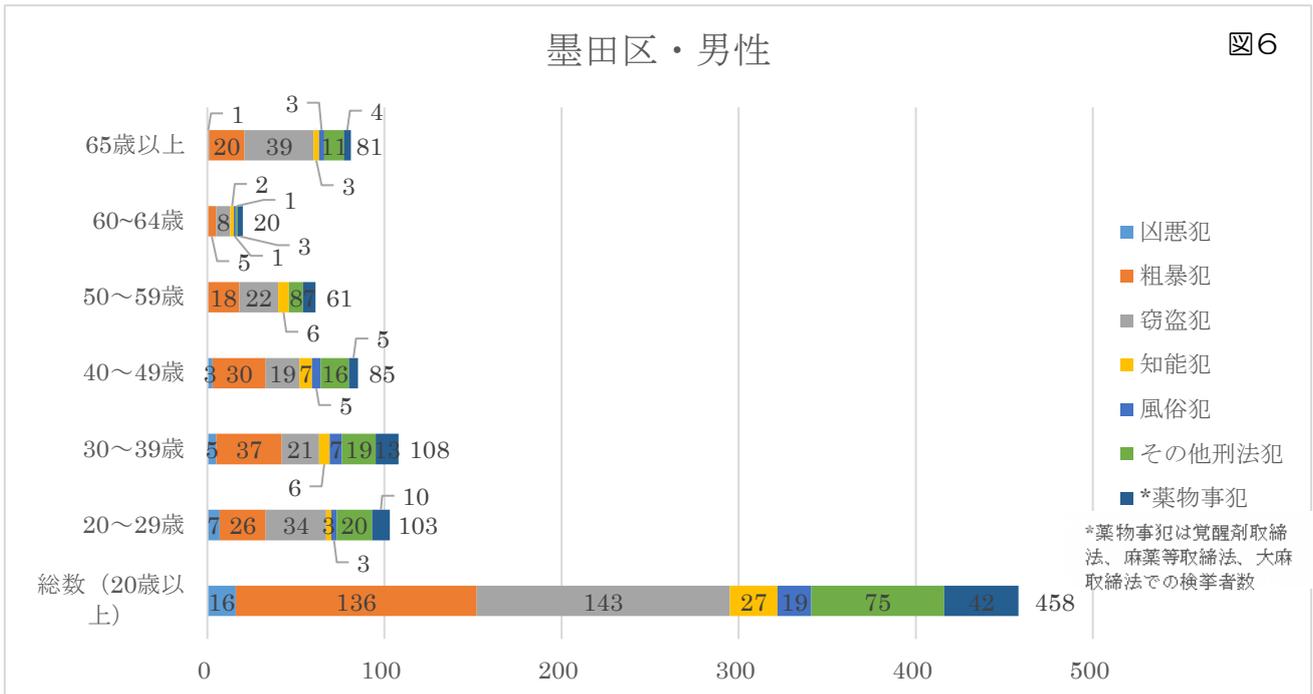


（４）年代別・罪名別検挙者数の割合（墨田区男性・墨田区女性）

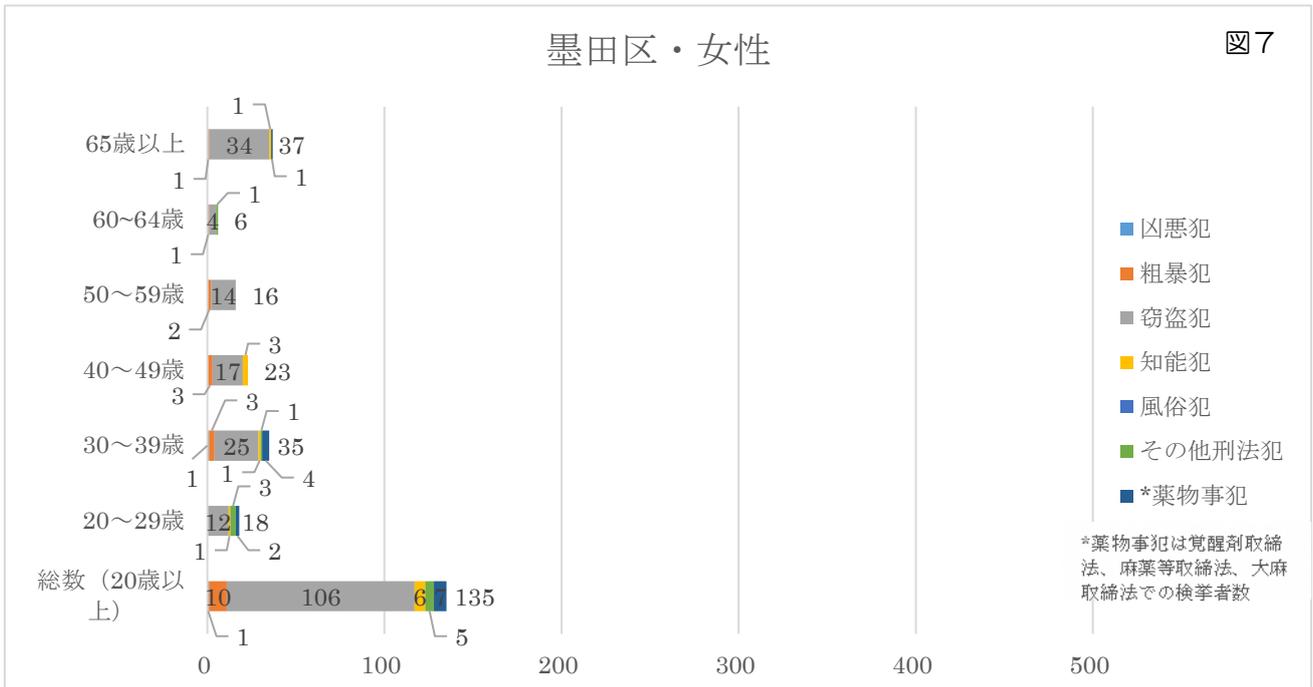
墨田区の検挙者数を男女の別で見ると男性の方が多く、女性の3倍以上となっています（図6・図7参照）。また、男性の年代別の検挙者数では30～39歳、20～29歳、40～49歳、65歳以上、50～59歳、60～64歳の順で多くなっています。罪名別にみると、比較的若い年代では粗暴犯と窃盗犯の人数が拮抗しているのに対して、高齢になると窃盗犯が多くなっています（図6参照）。

対して、墨田区の女性の年代別の検挙者数では65歳以上、30～39歳、40～49歳、20～29歳、50～59歳、60～64歳の順で多くなっています。罪名別にみると、全年代で窃盗犯が多く、女性の検挙者総数の約8割を窃盗犯が占めています（図7参照）。

年代別・罪名別検挙者数の割合（墨田区・男性）（令和元年） *少年を除く



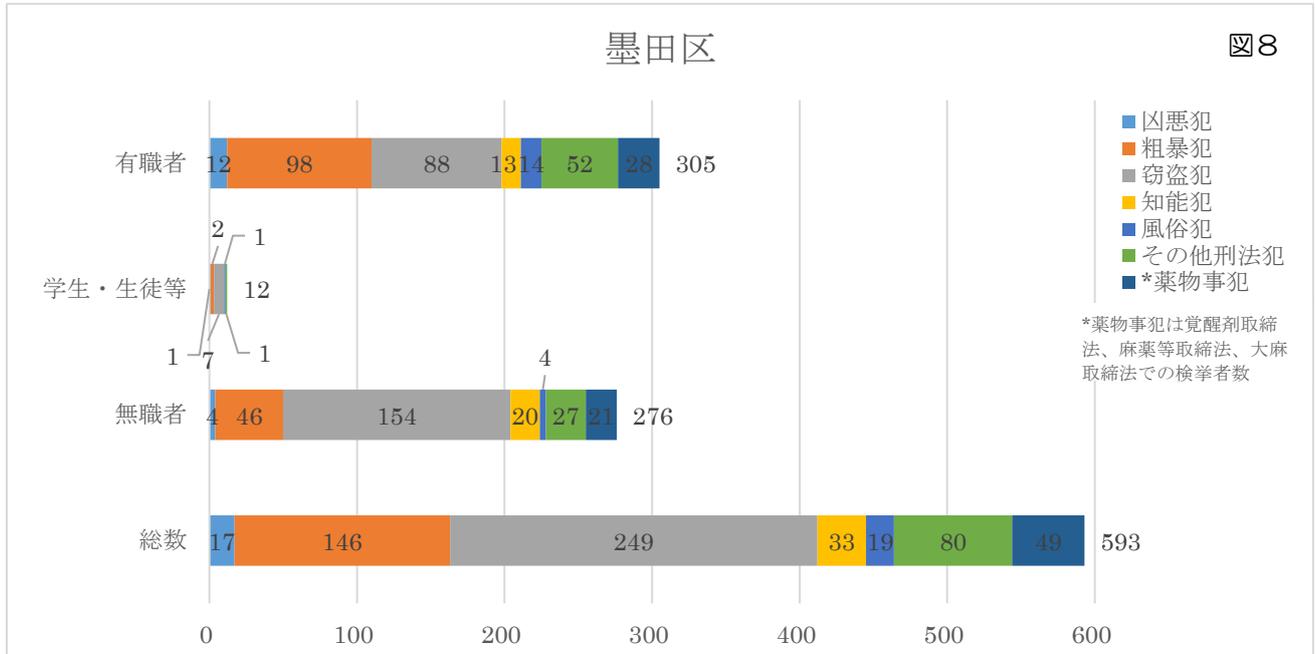
年代別・罪名別検挙者数の割合（墨田区・女性）（令和元年） *少年を除く



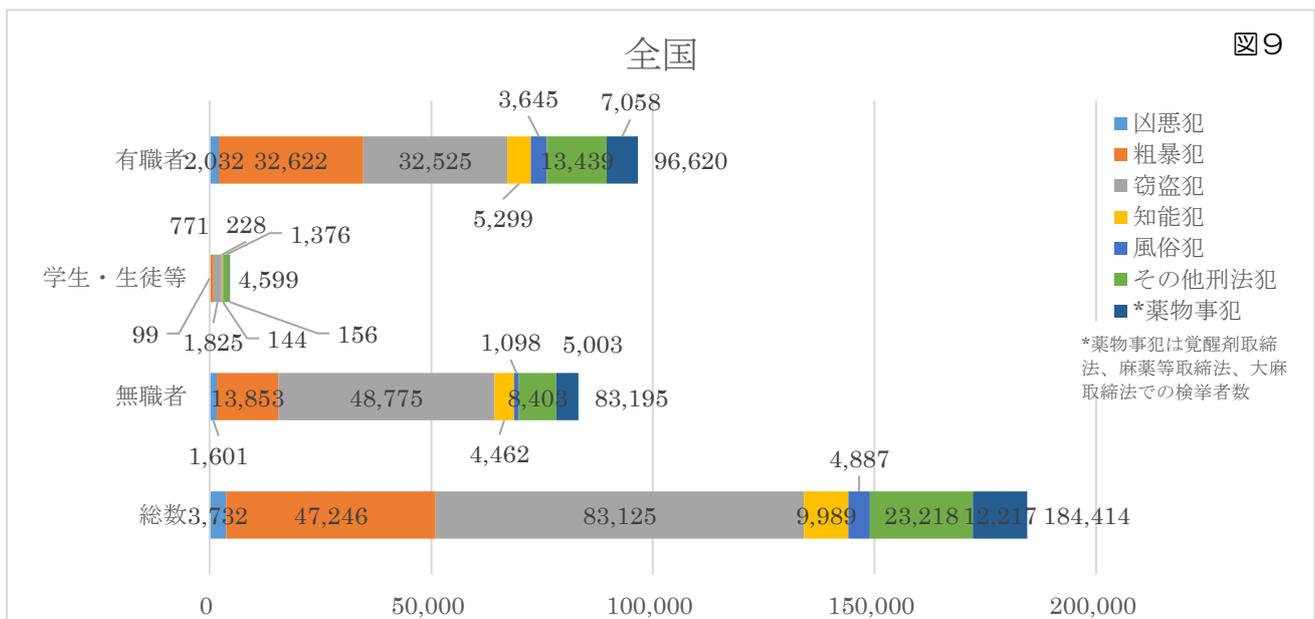
(5) 職業別・罪名別検挙者数の割合

墨田区の職業別での検挙者数は、有職者が無職者より多くなっているものの、総数に大きな差はありません（図8参照）。罪名別にみると、有職者では粗暴犯、無職者及び総数では窃盗犯が一番多くなっています。全国でも同様の傾向です（図9参照）。

職業別・罪名別検挙者数の割合（墨田区）（令和元年） *少年を除く



職業別・罪名別検挙者数の割合（全国）（令和元年） *少年を除く



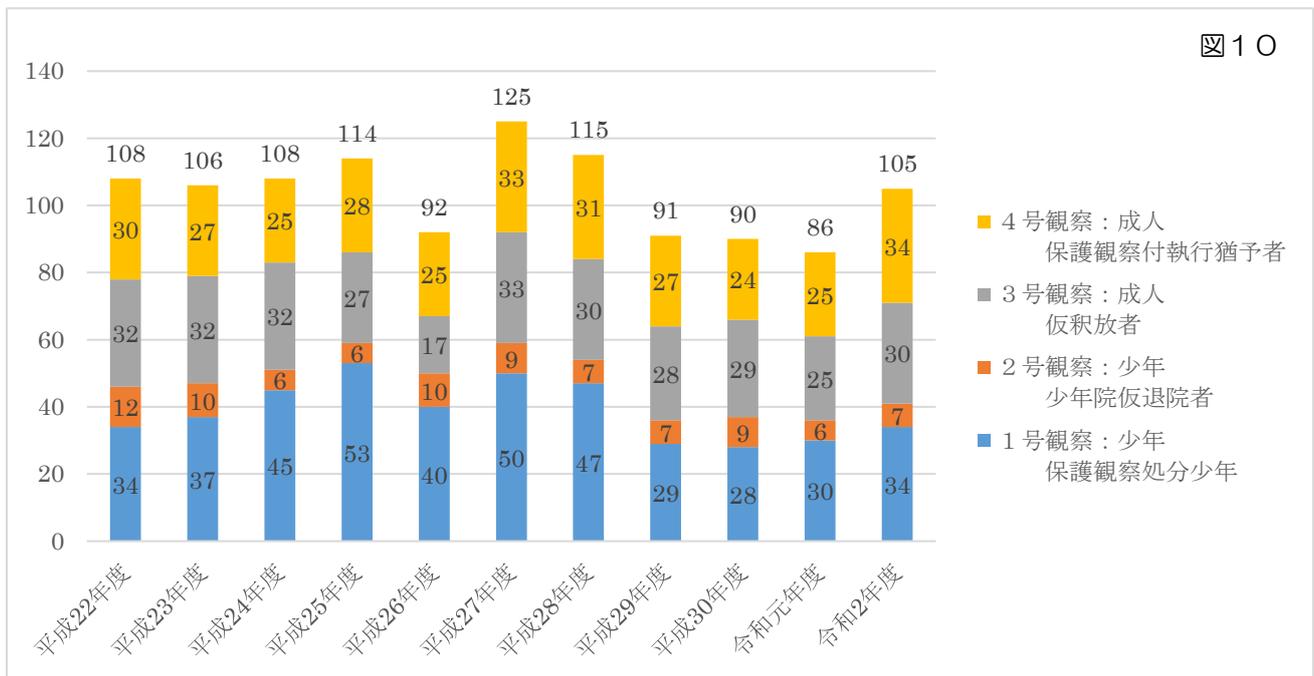
2 更生保護活動に関わる状況

(1) 墨田区保護観察取扱件数の推移

*本統計データは、東京保護観察所提供データを基に墨田区で作成したものです。年度内に係属した事件数を計上しており、途中開始や途中終了も含まれます。

墨田区の保護観察取扱件数は、年度ごとに増減はあるものの、おおよそ100件前後で推移しています(図10参照)。1号観察から4号観察、それぞれの件数も大きな増減はなく、おおよそ同数程度で推移しています。

墨田区保護観察取扱件数の推移



第3章 具体的な取組

本区が行っている様々な取組を5つの取組方針（2頁参照）に基づき整理しました。今後は、再犯防止の視点を加え、より充実した取組を推進していきます。

1 安全・安心なまちづくりへの取組

現状と課題

- ▶町会等による街頭防犯カメラの設置促進や環境浄化パトロールの活性化など、官民一体となった各種取り組みの成果として、平成17年に約5,000件あった区内の刑法犯認知件数は、令和2年に約1,900件まで減少し、住民意識調査で体感治安について肯定的評価をした区民の割合も平成26年の18.4%から令和2年には27.1%に上昇しています。
- ▶しかしながら、本区は東京有数の繁華街である錦糸町地区を有しており、客引き行為等に対する環境浄化が求められています。また、区内の犯罪全体の件数が減少する中でも、振り込め詐欺等いわゆる特殊詐欺の手口は巧妙化しており、被害総額も高額となっているなど、犯罪の様態は様々であり、時代とともに変化していきます。
- ▶今後も状況に応じた様々な安全安心対策を行い、犯罪を未然に防ぐ環境を整えていくことが求められます。

具体的な事業

①客引き行為等防止事業 【安全支援課】

客引き行為等を行う本人や店の責任者に対し、積極的に指導・警告等を行うほか、テナントビルのオーナー等に協力を仰ぐことで、客引きのない安全・安心な街づくりを推進します。

②防犯・防火意識の普及啓発事業 【安全支援課】

区内の犯罪発生状況等を区民に周知するとともに、警察署をはじめとする関係機関と連携し、社会情勢に対応しつつ、防犯意識の普及啓発を図ります。

③地域安全マップ作成事業 【安全支援課】

地域住民が自らまちを歩き、防犯上危険な箇所の特徴を学んでマップを作成します。「犯罪機会論」に基づく犯罪の起こりやすい場所を把握することで、区民の防犯力の向上を図ります。

④地域連携見守り事業 【安全支援課】

事業者などの協力を得て、事業者が業務で区内を移動する際に、防犯上危険な箇所では何か変わったことはないか見守ってもらい、地域の力で犯罪防止を図っています。

⑤地域防犯活動支援事業 【安全支援課】

区内で防犯活動に関心のある町会・自治会や、自主的な防犯活動を行う地域団体に防犯パトロール用品を交付することで、その活動を支援し、安全・安心まちづくりを推進していきます。

⑥防犯カメラの設置・維持助成事業 【安全支援課】

街頭犯罪等を抑止する目的で地域団体が主体となって設置した防犯カメラの維持・更新等にかかる経費を補助することで、犯罪の抑止につなげます。

⑦暴力団排除推進事業 【安全支援課】

「交際しない」「恐れない」「資金を提供しない」「利用しない」の4つの基本理念に基づき、暴力団排除活動を積極的に推進しようとする事業者に対し、暴力団排除推進店舗証を交付することで、安全で平穏な生活の確保と事業活動の健全な発展を図ります。

⑧青色回転灯つき防犯パトロールカーの運用 【安全支援課】

2台の青色回転灯つき防犯パトロールカーを原則として毎日運用します。小学校から帰路に着く子どもたちの見守りや、特殊詐欺の注意喚起、繁華街パトロール、防犯上危険な箇所への立ち寄り等、犯罪の抑止に努めます。

⑨すみだ安全・安心メールの配信 【安全支援課】

区民等の事前に登録したスマートフォンやパソコン等のメールアドレス宛に、区内の防災・防犯情報等を配信します。防災情報は主として区内に発生した警報等の気象情報や地震情報を、防犯情報は主として区内で発生した犯罪・不審者情報等を配信します。

⑩小学校の通学路安全対策 【庶務課】

通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に設置した防犯カメラを管理運用します。

⑪放課後子ども教室推進事業 【地域教育支援課】

区立小学校の施設等を活用して、放課後の児童の安全・安心な居場所づくりのため、保護者や地域住民の参画を得ながら児童に遊びの場や学習、文化芸術活動、交流活動の機会を提供します。

2 就労・住居の確保等のための取組

2-1 就労の確保等

現状と課題

- ▶ 刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職で、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています（国計画より）。
- ▶ 一般に刑務所出所者等の求職活動は、前科等のため困難が大きく、また、一旦就職しても、社会人としてのマナーや対人関係能力の不足で職場での人間関係を十分に構築できず離職してしまうなど、職場への定着に困難を伴う場合があります。
- ▶ 刑務所出所者等の就労確保のため、国は矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」及び保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」によるきめ細かな就労支援策を実施していますが、東京における保護観察終了者に占める無職者率はなお20%に及ぶなど、就労支援の取組の一層の充実が求められています（都計画より）。

具体的な事業

①くらし・しごと相談室すみだ（生活困窮者自立相談支援制度） 【生活福祉課】

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階からの支援を充実させるため、経済的困窮等による生活の不安に関する相談に応じます。

◎自立相談支援事業

生活の困りごとや不安に思っていることの相談を受け、自立支援相談員が、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、相談者主体の具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

◎住居確保給付金事業

離職者等であって就労意欲のある方のうち住居を失った方、又は失うおそれがある方に対し、一定期間、家賃相当額（上限額あり）を支給します。

◎就労準備支援事業

就労や生活習慣に課題を抱える方に、一般就労に向けた前段階としての支援を行います。

◎一時生活支援事業

住居の無い生活困窮者に対して、宿泊場所の供与や衣食の提供等を行います。特別区においては、自立支援センターにおいて都区共同実施をしています。

②就労支援コーナーすみだ 【経営支援課】

ハローワーク墨田と連携し、求人情報の提供、職業紹介、就職相談を行います。また、生活困窮者等を対象に、就職支援ナビゲーターによる個別相談を実施します。

③高齢者就職支援事業 【墨田区シルバー人材センター】

公益社団法人墨田区シルバー人材センターでは、高齢者に「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献しています。

④障害者の就労等に関する総合相談の実施 【障害者福祉課】

企業等での就労を希望する障害者や既に企業等で就労している障害者、家族、関係機関等からの相談に応じ、就職支援及び各種サービス利用支援等を行います。また、障害者雇用を検討する企業や既に障害者を雇用する企業等からの相談に応じ、障害に関することや障害者雇用制度について情報提供等を行います。

⑤就労移行支援事業の充実 【障害者福祉課】

就労を希望する障害者に対し、すみだ障害者就労支援総合センターにおいて、就労に必要な知識や技術等の習得のための訓練を実施する等、就労を実現するための支援を行います。

⑥働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実 【障害者福祉課】

企業等で就労する障害者が安心・安定して就労継続ができるように、職場定着支援や生活支援等を関係機関と連携して実施します。また、障害者を雇用する企業等に対して、ジョブコーチ支援等を実施します。

⑦生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム ・ 就労支援相談員活用プログラム 【生活福祉課】

生活保護受給者を対象に、ハローワーク及び就労支援員の活用により、稼働可能者の就労を支援し、経済的自立を支援します。

2-2 住居の確保等

現状と課題

・刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰宅先が確保されないまま刑務所を出所しており、出所後比較的短期間のうちに再犯に至っていることが明らかとなっています。適切な帰宅先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止の上で

も非常に重要な観点となります（国計画より）。

- ▶適切な帰住先のない刑務所出所者等の受け入れ先として、更生保護施設や自立準備ホーム等がありますが、あくまでも一時的な居場所であり、退所後の住居を確保する必要があります。
- ▶しかしながら、賃貸借契約時の身元保証人や経済基盤の問題等でアパート等への入居が困難となる場合があります、更生保護施設等の退所後の住居の確保が課題となっています。

具体的な事業

①区営住宅の維持管理事業 【住宅課】

住宅に困窮する低額所得者を対象に、区が適正に維持管理する住宅を低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と福祉の増進を図ります。

②住宅困窮者への居住支援事業（住宅あっせん、家賃等債務保証） 【住宅課】

立ち退き等を受け、自力で民間賃貸住宅を探すことが困難な高齢者世帯等に対して、区と協定を締結した機関の協力により住宅のあっせんを行うほか、保証人がいないため、民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者世帯等に対して、区と協定を締結した保証機関が家賃等の債務保証を行うとともに、その保証料の一部を区が助成することにより、居住の安定を図ります。

③すみだすまい安心ネットワーク事業 【住宅課】

国の新たな住宅セーフティネット制度を活用し、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て・ひとり親世帯等）の入居を拒まない民間賃貸住宅を提供するとともに、住宅確保要配慮者のみ入居可能な「専用住宅」に対しては家賃の減額補助等の経済的な支援を行います。

④高齢者向け住宅の供給・維持管理事業 【住宅課】

住宅に困窮している高齢者に対して、その特性に配慮した、安全で安心して住み続けることができる高齢者向け住宅を提供し、生活の安定と福祉の増進を図ります。

⑤住居確保給付金事業 【生活福祉課】

（再掲・P12 参照）

⑥一時生活支援事業 【生活福祉課】

（再掲・P12 参照）

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

3-1 高齢者または障害のある者等への支援等

現状と課題

- ▶全国の刑法犯検挙者数に占める高齢者（65歳以上）の割合は年々上昇しており、全世代の中で最も高くなっています。また、高齢者が出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合も全世代の中で最も高い状況です（法務省「令和2年版犯罪白書」より）。
- ▶知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています（「国計画」より）。
- ▶福祉サービスや医療を必要としている高齢者や障害者に対して、それぞれの状況に応じたきめ細かい支援を実施していくことが求められています。

具体的な事業

(1) 相談・支援全般

①民生委員・児童委員 【厚生課】

民生委員・児童委員は、民間の奉仕者として厚生労働大臣から委嘱されており、常に住民の立場に立って生活に困窮する方々の相談に応じ、必要な援助や福祉サービスにつなぐ活動をしています。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちの見守りや、子育ての不安等に対する相談・支援等を行っています。

②墨田区社会福祉協議会

社会福祉法人墨田区社会福祉協議会は、地域の人々が安心して生活することができる「やさしい福祉のまちづくり」の実現をめざし、民生委員・児童委員、社会福祉関係機関等の参加・協力のもと、高齢者、障害者、低所得者世帯、ひとり親世帯等の福祉の向上やボランティア活動の推進など、様々な支援活動を行っています。

③権利擁護法律相談 【墨田区社会福祉協議会】

認知症や障害等により判断能力が十分でない方の、権利の侵害に関する相談支援を行います。法律等の専門的対応が必要な場合は、弁護士相談があります。（予約制）

④地域福祉権利擁護事業 【墨田区社会福祉協議会】

判断力が十分でないために自らの選択等により適切なサービスを利用することが困難な方のため、サービスの利用援助や金銭管理のお手伝いをします。

⑤高齢者・障害者への虐待防止の推進 【高齢者福祉課・障害者福祉課】

本人及び養護者への支援、相談窓口等における虐待の早期発見や通報事案への迅速な対応等、高齢者・障害者への虐待防止の推進を図ります。

⑥生活保護 【生活福祉課】

病気やけが等様々な事情で生活を維持することが困難になったとき、憲法で保障された最低限度の生活の維持のため、基準によって計算された保護費の支給を行います。また、再び自らの力やほかの方法で生活ができるように相談相手となり、必要な援助を行います。

⑦包括的支援体制整備事業 【厚生課・生活福祉課】

地域で支え合う共生社会の実現に向けて、複雑的・複合的な問題や、制度の狭間にある課題等の高度困難事例を抱える区民からの相談を受け止め、その支援を行う包括的な相談支援体制を構築するため、包括的支援体制整備事業を実施します。

この事業では、単独の相談支援機関のみでは解決困難な高度困難事例について、「多機関協働事業」において、複数の相談支援機関が集まって重層的支援会議を実施し、多職種との連携や専門的知見により、各相談支援機関の役割分担を明確化し、多機関協働事業によって各相談支援機関を後方支援することで、高度困難事例を解決に導いていきます。

「包括的支援体制整備」の地域の拠点として、「地域福祉プラットフォーム」を設置しています。「地域福祉プラットフォーム」は、社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーが常駐し、どなたでも気軽に集い、世代間交流のできる地域の居場所であるとともに、地域における様々な困りごとへの相談に応じるといった「交流と相談」の場です。

⑧保護観察所等の処遇会議等への参加 【生活福祉課】

犯罪をした者等のうち特に配慮や支援を必要とする高齢者や障害者などが、円滑に必要な保健医療・福祉サービスを利用し、効果的な支援が受けられるよう、検察庁、矯正施設や保護観察所等と行う処遇会議やケースカンファレンスなどに関係する区の職員等が出席し、区の保健医療・福祉サービスなどについて情報提供するとともに、情報を共有し、連携して立ち直りに必要な支援を行います。

⑨生活福祉資金(福祉資金) 【墨田区社会福祉協議会】

所得の少ない世帯、障害者及び介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行う制度です。この制度は、資金の貸付による経済的な援助にあわせて、地域の民生委員・児童委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。なお、生計の維持等、様々な対象要件があります。

⑩生活福祉資金(総合支援資金) 【墨田区社会福祉協議会】

失業により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのため、継続的な相談

支援(就労支援、家計相談支援等)と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。原則として生活困窮者自立相談支援事業の利用が要件となります。なお、生計の維持等、様々な対象要件があります。

(2) 高齢者への支援等

①高齢者支援総合センター 【高齢者福祉課】

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が在籍し、高齢者及びその家族の身近な相談窓口として、区内に8か所設置しています。介護予防等についての相談に対応するほか、介護保険の認定申請や区独自の福祉サービスの申請、福祉機器の展示、住宅改修等、福祉保健に関することに専門職員が応じます。

②高齢者みまもり相談室 【高齢者福祉課】

ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域と連携して見守りネットワークの充実を図ります。訪問等を通じて、孤立しがちなひとり暮らし高齢者等の実態を把握し、支援します。また、広報誌「みまもりだより」の発行、講座の開催等を通じて、見守り活動の普及啓発を行い、見守り協力員の養成や、地域の見守り活動の支援を行います。

③すみだ高齢者見守りネットワーク事業 【高齢者福祉課】

ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者みまもり相談室が核となり、民生委員・児童委員、住民、事業者等が連携したネットワークを構築していきます。また、見守り協力員の養成及び見守り希望者の登録を促進するとともに、見守り協力機関の増加に努めます。

④認知症普及啓発事業(認知症サポーター養成講座) 【高齢者福祉課】

認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識と理解、認知症の人やその家族に対してできる範囲での手助けのあり方等を普及啓発します。

(3) 障害者への支援等

①障害者相談支援事業 【障害者福祉課】

障害のある方等の福祉に関する各般の問題につき、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある方等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。

②墨田区地域自立支援協議会 【障害者福祉課】

墨田区における障害福祉サービス・障害児通所支援に関することや、墨田区障害福祉計画・墨田区障害児福祉計画の改定に関すること等について、関係団体等で協議しています。

③墨田区障害者施策推進協議会 【障害者福祉課】

墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関することや、計画の改定に関すること等について、関係団体等で協議しています。

④精神障害者地域生活支援協議会 【保健予防課】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者等の関係団体で協議していきます。

⑤精神保健相談（こころの健康相談） 【向島・本所保健センター】

関係機関と連携しながら、精神科専門医等による相談や、保健師による相談・訪問指導及び家族へのサポートを通じて、精神疾患に関する相談支援を行います。

3-2 薬物依存を有する者への支援等

現状と課題

- ▶ 覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超えていましたが、令和元年には8,730人（前年比13.0%減）と、44年ぶりに1万人を下回りました。しかしながら、覚せい剤取締法違反における同一罪名再犯者率¹¹は近年上昇傾向にあり、令和元年は66.9%となっています（法務省「令和2年版犯罪白書」より）。
- ▶ 薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。
- ▶ 身近な地域においても、関係機関等と十分に連携をとりながら、薬物依存からの回復を一貫して支援する取組が求められています。

具体的な事業

①依存症相談 【向島・本所保健センター】

薬物のほか、アルコール、ギャンブルなど、多様な依存症状でお困りの方のため、依存症専門医による相談を行っています。

¹¹ 同法違反の成人検挙者数に占める同一罪名再犯者の人員の比率

②薬物乱用等への対策 【生活衛生課・指導室】

薬物乱用を未然に防止するため、東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会と連携し、小学校、中学校を中心に、薬物乱用が心身や人生に及ぼす悪影響や、断り方等についての講義を実施します。さらに、薬物乱用防止に関する標語やポスターを募集し、展示会、表彰を通じて意識啓発を図ります。

4 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

現状と課題

- ▶全国の高等学校進学率は、98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退している状況にあります（国計画より）。
- ▶学校や地域における非行の未然防止に向けた取組や、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援体制等の充実が求められています。

具体的な事業

(1) 相談・支援全般

①学校支援指導員派遣事業 【指導室】

学校の教育課題や学習指導、生徒指導の両面、保健指導において、様々な課題に対応し、健全育成に向けたきめ細やかな支援を行うため、全小・中学校に学校支援指導員を配置し、学習指導、生活指導、特別支援等の補助を行い、内容の充実を図ります。

②母子・父子、女性相談 【生活福祉課】

ひとり親家庭の父母や虐待・DV等に悩む女性に対し、母子・父子自立支援員、女性相談員が各種相談に応じ、社会的・経済的自立に向けた支援や一時保護等を行い、適切な助言、関係機関との連絡調整、情報提供を行います。

③家庭相談事業 【生活福祉課】

家庭生活にまつわる複雑な諸問題について、家庭相談員がお困りの方へ助言・援助を行うとともに、関係機関との連絡調整を行うなどの相談活動を実施しています。

④スクールカウンセラーの設置 【指導室】

全ての小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図ることで、いじめや不登校等の未然防止、改善・解決を図ります。

⑤スクールソーシャルワーカーの派遣 【指導室】

いじめ、不登校、児童虐待及び貧困など、健全育成上の課題に対応するため、福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークを構築して、問題を抱える児童・生徒に支援を実施しています。

⑥スクールサポート事業 【指導室】

すみだスクールサポートセンターに派遣指導員を配置し、不登校や課題のある児童・生徒への学習指導、生活指導、教育相談等の支援と、保護者及び学校への援助を実施します。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携を強化した対応ができる体制をつくります。

⑦教育相談事業 【すみだ教育研究所】

幼児・児童・生徒と、その保護者を対象に、子どもの教育上のさまざまな悩みに対して相談に応じ、その解決のための助言や支援を行っています。また、電話相談として「親子電話相談」「ヤングテレフォン相談」を実施しています。

⑧思春期相談 【向島・本所保健センター】

精神症状や不登校等でお困りの方及びその家族等の相談について、専門医や相談員が助言を実施しています。

⑨子育て総合相談 【子育て支援総合センター】

子育てに関する様々な相談を受け、適切な相談機関につなぎます。

⑩養育支援訪問 【子育て支援総合センター】

特に支援が必要と判断した家庭（要支援家庭）及び要保護児童対策地域協議会で受理している要保護児童のいる家庭で特に支援が必要と判断した家庭（要保護家庭）について、個別設定した目標に基づき家庭訪問を実施し、適切な養育支援を行い、保護者が安心して子どもを養育できる状態を目指します。

⑪セーフティ教室 【指導室】

小・中学校の児童・生徒に対して、セーフティ教室により非行防止、犯罪被害防止、薬物乱用防止等に関する指導を実施し、自らを守る判断力や行動力、危険予知・回避能力を身に付けさせます。

（2）子どもの居場所

①児童館事業 【子育て政策課】

18歳未満の全ての児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として児童館を運営します。

②学童クラブ事業 【子育て政策課・地域活動推進課】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊び及び生活の場を提供

し、その健全な育成を図ります。

(3) 学習支援

①ステップ学級 【指導室】

様々な理由により長期間学校を欠席している児童・生徒に対して学習指導や体験活動等を通して支援を行います。

②中学校夜間学級の設置 【学務課】

様々な事情により義務教育を修了することができなかった人たちに対する義務教育保障の場として、中学校夜間学級を設置しています。

(4) 進学等への援助

①受験生チャレンジ支援貸付事業 【厚生課】

一定所得以下の世帯の保護者の方に対し高校・大学等の受験料、学習塾等の費用を貸付けることで、進学の実機均等を図ります。

②母子及び父子福祉資金 【生活福祉課】

修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金などを20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭に貸付を行っています。

③学習環境整備支援事業 【生活福祉課】

生活保護世帯を対象に、学習塾への通塾や夏期・冬期・集中講座、通信講座、補習講座の受講費用について助成を行います。

④就学援助 【学務課】

経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に、学用品費等の学校でかかる費用の一部を援助します。

⑤私立高等学校等入学資金貸付 【厚生課】

私立高等学校又は高等専門学校への入学予定者の養育者で、入学金等の費用について銀行その他の金融機関からの借入れ等、他の制度を利用できない方に対して、貸付けを行っています。

⑥墨田育英会事業 【墨田育英会】

公益財団法人墨田育英会では、高等学校、高等専門学校、専修学校に在学する生徒に、一定の要件のもと、無利子で奨学金の貸付けを行っています。

5 民間協力者等の活動の促進と広報・啓発活動の推進のための取組

現状と課題

- ▶区内では、犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するため幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアが活動しています。こうした再犯の防止等に関する活動を行う民間ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、欠くことのできない存在です。しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアの担い手不足等の課題があります。
- ▶また、犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、区民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、区民にとって必ずしも身近でないため、関心と理解を得にくく、十分に認知されていないなどの課題があります。
- ▶民間協力者の活動の促進や、再犯の防止等に関する活動の広報・啓発活動の推進への一層の取組が求められています。

民間協力者について

①墨田区保護司会

保護司とは、犯罪をした者や非行のある少年等の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（民間ボランティア）です。保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努めることで地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを使命としています。主な職務としては、保護観察を受けている人への面接を通じた指導・助言、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整、犯罪を予防するための啓発活動等です。

平成24年6月には、更生保護施設「ステップ押上」内に更生保護サポートセンターが開設し、保護司の面接や情報交換等の保護司活動の拠点となっています。

②墨田区更生保護女性会

墨田区更生保護女性会は、女性ならではの立場から、非行や犯罪をした者等が再び社会の一員として立ち直ることができるように助けることを目的とした女性ボランティア団体です。保護観察処遇への協力、更生保護施設や矯正施設への支援、犯罪・非行防止活動のほか、地域の子育て支援など、地域と連携しながらより良い社会づくりのため活動しています。

③墨田区BBS会

BBSとはBig Brothers and Sisters Movementの略称で、直訳すると「大きなお兄さん

とお姉さんによる活動」です。様々な原因や経緯から非行に陥ってしまった少年たちに、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年たちが自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくことができるよう支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。問題をかかえる少年たちへのともだち活動、グループワークのほか、非行防止のための各種イベント、集会などを実施しています。

④更生保護法人東京実華道場

更生保護施設「ステップ押上」を運営し、刑務所出所者等のうち直ちに自立更生することが困難な人たちへ一時的な宿泊場所や食事の提供、就職指導や生活指導等を行っています。社会で居場所を失ったたくさんの人の社会復帰を支えています。

⑤本所防犯協会・向島防犯協会

本所防犯協会・向島防犯協会は、防犯思想の普及向上、青少年の健全育成、防犯対策の調査研究等を主として活動している民間防犯協力団体です。警察署や地域住民等と連携した街頭キャンペーンや自転車防犯ネット普及等の防犯に関する啓発、防犯パトロールや青少年の健全育成事業等、防犯力の向上や犯罪の減少、環境浄化に寄与する活動を行っています。

⑥錦糸町地区暴力追放委員会

錦糸町地区の暴力排除を目的として活動している民間防犯協力団体です。暴力排除パトロール、地域安全運動の実施、錦糸町・太平地区への防犯カメラの設置等を行っています。

⑦青少年育成委員会

青少年育成委員会は、青少年問題協議会の施策に協力するとともに、地域の青少年問題に関する連絡調整をはじめ、地域における有害環境点検やパトロール活動のほか青少年の健全育成事業を推進しています。

⑧NPO 法人自立支援センターふるさとの会

安定した住居の確保が困難な方が入居可能な共同住居の運営、生活上の困難を抱える方への住まいの提供、就労支援のほか、介護や医療などの在宅サービスのコーディネートなど、高齢者や障害者、生活困窮者が安心して生活ができるため様々なサポートを行っています。

⑨NPO 法人東京ダルク

薬物依存症から回復し、社会復帰を目指すための民間のリハビリ施設です。スタッフのほぼ全員が薬物依存症の回復者で、薬物をやめている人たちが、後に来る人を手助けしながら、毎日、グループでミーティングを行い活動しています。入所施設と通所施設があり、医療・福祉・司法・教育関係者などと連携しながら薬物依存症の人たちのサポートを行っ

ています。

⑩NPO 法人マザーハウス

受刑者や出所者の社会復帰のため、様々な支援を行っている NPO 法人です。面会や各種相談に応じているほか、出所後社会復帰できるようにするための住居支援、就労支援、カウンセリングや犯罪をした者等の声を届けるための広報活動等を行っています。

区における具体的な事業

①更生保護活動への支援 【安全支援課・地域教育支援課】

区では、地域の更生保護活動を支援するため、保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの設置支援等をとおして保護司の活動を支援していくほか、“社会を明るくする運動”を推進するなど、更生保護活動が円滑に行えるよう支援をしています。

また、長年にわたり地域の見守りや安全・安心まちづくりに貢献した保護司等の民間ボランティアを顕彰し、その功績や活動について広く区民に周知するなど、民間協力者の活動の啓発に努めます。

<社会を明るくする運動>

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。墨田区では、区長を推進委員長とする墨田区推進委員会により、7月の強調月間を中心に活動しています。

②人権問題に関する啓発 【人権同和・男女共同参画課】

区では、冊子「人権感覚」を3年に一度発行し、人権問題の解決に向けた取組や相談窓口等を紹介するとともに、人権問題への正しい理解と認識を深められるよう啓発を行っています。本冊子では、「刑を終えて出所した人の人権問題」について、更生保護を支える保護司とともに取り上げています。

具体的な取組一覧表

| 取組方針 (大項目) | 中項目 | 小項目 | 事業名 | 担当課 | ページ番号 |
|----------------------------|-------------------------|------------------|---|------------------|-------|
| 1 安全・安心なまちづくりへの取組 | | | 客引き行為等防止事業 | 安全支援課 | 10 |
| | | | 防犯・防火意識の普及啓発事業 | 安全支援課 | 10 |
| | | | 地域安全マップ作成事業 | 安全支援課 | 10 |
| | | | 地域連携見守り事業 | 安全支援課 | 10 |
| | | | 地域防犯活動支援事業 | 安全支援課 | 11 |
| | | | 防犯カメラの設置・維持助成事業 | 安全支援課 | 11 |
| | | | 暴力団排除推進事業 | 安全支援課 | 11 |
| | | | 青色回転灯つき防犯パトロールカーの運用 | 安全支援課 | 11 |
| | | | すみだ安全・安心メールの配信 | 安全支援課 | 11 |
| | | | 小学校の通学路安全対策 | 庶務課 | 11 |
| | | | 放課後子ども教室推進事業 | 地域教育支援課 | 11 |
| 2 就労・住居の確保等のための取組 | 2-1 就労の確保等 | | くらし・しごと相談室すみだ（生活困窮者自立相談支援制度） ◎自立相談支援事業 ◎住居確保給付金事業 ◎就労準備支援事業 ◎一時生活支援事業 | 生活福祉課 | 12 |
| | | | 就労支援コーナーすみだ | 経営支援課 | 13 |
| | | | 高齢者就職支援事業 | 墨田区シルバー人材センター | 13 |
| | | | 障害者の就労等に関する総合相談の実施 | 障害者福祉課 | 13 |
| | | | 就労移行支援事業の充実 | 障害者福祉課 | 13 |
| | | | 働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実 | 障害者福祉課 | 13 |
| | | | 生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム・就労支援相談員活用プログラム | 生活福祉課 | 13 |
| | 2-2 住居の確保等 | | 区営住宅の維持管理事業 | 住宅課 | 14 |
| | | | 住宅困窮者への居住支援事業（住宅あっせん、家賃等債務保証） | 住宅課 | 14 |
| | | | すみだすまい安心ネットワーク事業 | 住宅課 | 14 |
| | | | 高齢者向け住宅の供給・維持管理事業 | 住宅課 | 14 |
| | | | 住居確保給付金事業（再掲） | 生活福祉課 | 14 |
| | | | 一時生活支援事業（再掲） | 生活福祉課 | 14 |
| | | | | | |
| 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 | 3-1 高齢者または障害のある者等への支援等 | (1) 相談・支援全般 | 民生委員・児童委員 | 厚生課 | 15 |
| | | | 墨田区社会福祉協議会 | 墨田区社会福祉協議会 | 15 |
| | | | 権利擁護法律相談 | 墨田区社会福祉協議会 | 15 |
| | | | 地域福祉権利擁護事業 | 墨田区社会福祉協議会 | 15 |
| | | | 高齢者・障害者への虐待防止の推進 | 高齢者福祉課 障害者福祉課 | 16 |
| | | | 生活保護 | 生活福祉課 | 16 |
| | | | 包括的支援体制整備事業 | 厚生課 生活福祉課 | 16 |
| | | 保護観察所等の処遇会議等への参加 | 生活福祉課 | 16 | |
| | | 生活福祉資金(福祉資金) | 墨田区社会福祉協議会 | 16 | |
| | | 生活福祉資金（総合支援資金） | 墨田区社会福祉協議会 | 16 | |
| | | (2) 高齢者への支援等 | 高齢者支援総合センター | 高齢者福祉課 | 17 |
| | | | 高齢者みまもり相談室 | 高齢者福祉課 | 17 |
| | | | すみだ高齢者見守りネットワーク事業 | 高齢者福祉課 | 17 |
| | 認知症普及啓発事業（認知症サポーター養成講座） | | 高齢者福祉課 | 17 | |
| | (3) 障害者への支援等 | 障害者相談支援事業 | 障害者福祉課 | 17 | |
| | | 墨田区地域自立支援協議会 | 障害者福祉課 | 18 | |
| | | 墨田区障害者施策推進協議会 | 障害者福祉課 | 18 | |
| | | 精神障害者地域生活支援協議会 | 保健予防課 | 18 | |
| | | 精神保健相談（こころの健康相談） | 向島・本所保健センター | 18 | |
| | 3-2 薬物依存を有する者への支援等 | 依存症相談 | 向島・本所保健センター | 18 | |
| 薬物乱用等への対策 | | 生活衛生課 | 19 | | |
| | | 指導室 | | | |

| 取組方針 (大項目) | 中項目 | 小項目 | 事業名 | 担当課 | ページ番号 | |
|--------------------------------|---|-------------------|---|--------------|-------|--------|
| 4 非行の防止・学校と連携した 修学支援等のための取組 | (1) 相談・支 援全般 | | 学校支援指導員派遣事業 | 指導室 | 20 | |
| | | | 母子・父子、女性相談 | 生活福祉課 | 20 | |
| | | | 家庭相談事業 | 生活福祉課 | 20 | |
| | | | スクールカウンセラーの設置 | 指導室 | 20 | |
| | | | スクールソーシャルワーカーの派遣 | 指導室 | 20 | |
| | | | スクールサポート事業 | 指導室 | 21 | |
| | | | 教育相談事業 | すみだ教育研究所 | 21 | |
| | | | 思春期相談 | 向島・本所保健センター | 21 | |
| | | | 子育て総合相談 | 子育て支援総合センター | 21 | |
| | | | 養育支援訪問 | 子育て支援総合センター | 21 | |
| | | | セーフティ教室 | 指導室 | 21 | |
| | | | (2) 子どもの 居場所 | | 児童館事業 | 子育て政策課 |
| | 学童クラブ事業 | 子育て政策課 地域活動推進課 | | | 21 | |
| | (3) 学習支援 | | ステップ学級 | 指導室 | 22 | |
| | | | 中学校夜間学級の設置 | 学務課 | 22 | |
| | (4) 進学等へ の援助 | | 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 厚生課 | 22 | |
| | | | 母子及び父子福祉資金 | 生活福祉課 | 22 | |
| | | | 学習環境整備支援事業 | 生活福祉課 | 22 | |
| | | | 就学援助 | 学務課 | 22 | |
| | | | 私立高等学校等入学資金貸付 | 厚生課 | 22 | |
| | | | 墨田育英会事業 | 墨田育英会 | 22 | |
| | 5 民間協力者 等の活動の促 進と広報・啓 発活動の推進 のための取組 | 民間協力者について | | 墨田区保護司会 | / | 23 |
| 墨田区更生保護女性会 | | | | 23 | | |
| 墨田区BBS会 | | | | 23 | | |
| 更生保護法人東京実華道場 | | | | 24 | | |
| 本所防犯協会・向島防犯協会 | | | | 24 | | |
| 錦糸町地区暴力追放委員会 | | | | 24 | | |
| 青少年育成委員会 | | | | 24 | | |
| NPO法人自立支援センターふるさとの会 | | | | 24 | | |
| NPO法人東京ダルク | | | | 24 | | |
| NPO法人マザーハウス | | | | 25 | | |
| 区における具体的な事業 | | | 更生保護活動への支援（更生保護サポートセンターの設置支援、社会を明るくする運動の推進、民間ボランティアの顕彰、周知等） | 安全支援課 | | 25 |
| | | | | 地域教育支援課 | | |
| | | | 人権問題に関する啓発 | 人権同和・男女共同参画課 | | 25 |

参考資料

1 再犯防止推進法（概要） 平成28年成立・施行

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

2 国計画（概要） 平成29年閣議決定

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

墨田区再犯防止推進計画

(令和4年度～令和8年度)

発行：令和4年3月

墨田区都市計画部危機管理担当安全支援課

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL 03-5608-6199 (直通)



ひと、つながる。
墨田区